

無災害記録証授与規程

(静岡労働局制定)

(目的)

第1条 この規程は、事業場における自主的安全活動を促進し、労働災害を防止することを目的とする。

(適用事業の範囲)

第2条 この規程は、静岡労働局管内における労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる事業の事業場及び林業、ならびにゴルフ場業に適用する。

(無災害記録証の種類)

第3条 この規程による無災害記録証は、次の二種類とする。

- 1 年間無災害記録証
- 2 工事期間無災害記録証

(年間無災害記録証)

第4条 常時30人以上の労働者を使用する事業場において、1年間業務上の事由による死亡又は休業障害（休業1日以上障害をいい、障害補償の対象となる不不休災害を含む。以下同じ。）が発生しなかった（以下「無災害」という。）場合は、1年間無災害記録証を与える。

前項の無災害記録証を受けた事業場で、前年に引き続き次の1年間無災害の場合は、2年間無災害記録証を与える。以下これに準ずる。

(工事期間無災害記録証)

第5条 労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が100万円以上160万円未満の有期事業で、全工事期間無災害のものには、工事期間無災害記録証を与える。

(記録の起算)

第6条 この規程の無災害記録期間は、業務上の事由による死亡又は休業障害が発生した日の翌日から起算するものとする。

(対象労働者)

第7条 この規程による無災害記録は、雇用の形態にかかわらず、その事業場に使用されるすべての労働者を対象とする。

(記録の申請)

第8条 この規程による無災害記録を樹立した事業場は、所轄労働基準監督署長に無災害記録証の授与につき申請するものとする。

所轄労働基準監督署長は、前項の申請があった場合は、申請にかかる無災害記録樹立の事実を確認する。

(記録証の授与)

第9条 所轄労働基準監督署長は、無災害記録証を当該事業場に授与するものとする。

前項の授与は、毎月20日までに申請があったものについて、翌月1日付けをもって行うものとする。

※令和3年3月2日 改訂